令和7年11月20日

長浜市議会健康福祉常任委員会

資 料

案件名	所管課	ページ
ゼロカーボンに向けた取組の進捗状況について	環境保全課	2
特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の発生状況と対応について	環境保全課	28

市民生活部

所管委員会	健康福祉常任委員会
所管課	環境保全課

案件名

ゼロカーボンに向けた取組の進捗状況について

1 経緯

本市では、令和4年3月に「長浜市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、将来世代に豊かな環境を引き継ぐとともに地域経済の活性化につながる持続可能なまちづくりを目指し「ながはまゼロカーボンビジョン 2050」を策定しました。また、「第2次長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下、実行計画という)において、中期目標として 2030 年度における温室効果ガスを 2013 年度比 50%削減という目標を設定し、ゼロカーボンに向けた取組を進めています。

2 進捗状況

(1)環境省 重点対策加速化事業の申請に向けた現状報告(P3~9)

実行計画の目標達成には、さらなる再エネ導入・省エネの推進が必要であることから、環境省の助成制度である「重点対策加速化事業」を申請すべく検討を進めています。

<スケジュール(予定)>

交付申請:令和8年3月頃 交付内示:令和8年6月頃

(2) エネルギー・エージェンシーの立上げに関する現状報告(P10~16) 地域におけるゼロカーボンの取組を進めるための組織である「エネルギー・エージェンシー」について今年度中に設立する方向で調整を進められています。

<法人概要>

事業内容:教育・人材育成、啓発・機運醸成、政策立案支援等

組織体制:長浜市、市内企業等約 25 団体が正会員となり、1 正会員につき 100 万円の基金を拠出

(3)太陽光発電事業に関する再エネ促進区域の設定(P17~27) 地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域を設定します。

<内容>

設定区域:建築物の屋根上(太陽光発電)

設定時期:令和8年3月(予定)

※11 月下旬からパブリックコメントを実施します。

議題1

環境省重点対策加速化事業の申請に向 けた中間報告

重点対策加速化事業の制度概要

重点対象	重点対策加速化事業 ※令和7年度(前回)募集時		
交付要件	① 再エネ発電設備を0.5MW以上導入すること ② 2030年までに公共施設の電力消費に伴うCO2排出量を実質ゼロにすること ③ 温暖化対策実行計画の目標値を政府実行計画に準じて策定すること 等		
対象事業	① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ② 地域共生・地域裨益型再エネの立地 ③ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 ④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上 ⑤ ゼロカーボン・ドライブ ※①、②は必須		
事業期間	おおむね5年程度		
交付額等	上限10億円、補助率については事業より異なる		
公募時期	令和8年3月頃(例年通りの場合)		

重点対策加速化事業の申請内容(案)

総額【10億円】以内で申請 ※内容・申請額について調整・検討中

①民間施設での太陽光発電促進事業(間接補助)

- ・経済界やエネルギー会社と連携した事業者等の屋根での太陽光発電事業への補助
- ・5 か年で太陽光4,000kW分:2億円 (申請額) ※補助率5万円/kW
- ・5 か年で蓄電池120kWh分:700万円(申請額)※補助率1/3

②公共施設での太陽光発電促進事業(間接補助)

- ・公共施設の屋根における太陽光発電PPA事業への補助
- ・5か年で1,500kW分:1億5,000万円 (申請額) ※補助率1/2
- ・5か年で蓄電池120kWh分:1千300万円(申請額) ※補助率2/3

③地上設置型太陽光発電に関する事業(間接補助)

- ・農機具メーカーと連携した農業と両立する太陽光発電事業の促進(検討中) ※補助率1/2
- ・遊休地等における太陽光発電設備の設置促進(検討中) ※補助率1/2
- ・例えば、5か年で5,000万円分

④公共施設設備更新促進事業(直接補助)

- ・LED化・空調等の更新、電気自動車の購入(検討中) ※事業ごとに補助率が設定
- ※年によって要件が変わるため、内容については要調整。

①~③の間接補助においては、市の負担無しでも実施可能であるが、採択に当たって加点要素となるため市として一部負担することを検討。

⇒①民間施設での太陽光事業の5万円/kW のうち2万円/kWを市が負担することを検 討しており、その場合の負担想定額は、 5か年で8千万円。

| 2030年市施設の電力由来CO2実質ゼロに向けての検討(案)

重点対策加速化事業補助金の交付要件②について、CO2フリーの電力には環境付加価値の付加により、従来の電力に比べて電力単価が高くなる傾向にあるが、効率的な発注や地域内の再生可能エネルギー発電の活用によって電力単価を抑えるよう最適な仕組みの検討を進める。

【工夫①】発注の集約による効率的な発注体制の確立

- ・庁内において、電力調達をゼロカーボンシティ推進室が一手に担い、集約する。
- ・価格・電力会社の倒産リスク・電力価格の安定等を考慮した適切なポートフォリオを組む。
- ・ゼロ室に情報やノウハウを集約し、電力市場や制度の変化等にも適切に対応できる体制を構築。

【工夫②】地域内の電源や新たな手法の活用

- ・価格の安定する廃棄物発電や地域のPPA電源等も適切に活用する。
- ・オークション方式での調達といった新たな手法の採用も含めて検討する。

イメージ図

- ・データの活用、ノウハウの蓄積、PDCA
- ・国の制度等を活用した専門家による助言

ゼロカーボンシティ推進室

まとめて発注

施設

†:

◎市施設の電力調達を複数のグループに分け、価格・安定性・環境面等を考慮した最適な組み合わせごとに発注。

◎スケールメリットにより価格も抑える。

施設 施設 施設

廃棄物発電・PPA (CO2フリー電力) の活用 長期継続契約により価格の安定化が図れる

現状はCO2フリー電力ではないが、契約を集約して、 効率的に発注することでCO2フリー電力でも電力コストを抑える

施設

施設



こうした工夫を通じ、CO2フリーの電気であっても価格を抑えるようにする

施設

政府実行計画に準じた温暖化対策実行計画の目標値

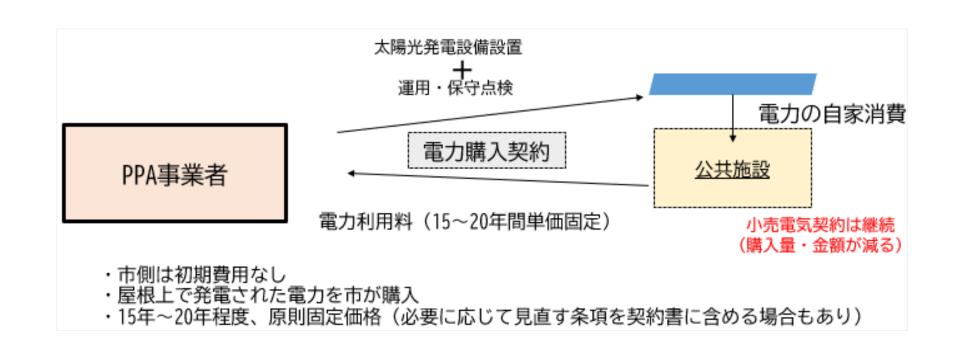
重点対策加速化事業補助金の交付要件③の条件を満たすため、長浜市地球温暖化対策実行計画に政府実行計画の目標値に即した数値を設定する。

項目		政府計画と即した目標設定(案)
①太陽光発電		2030年度までに設置可能な建築物の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。
②公用車		2030年度までにストックで100%の導入を目指す。 ※ 電動車は代替不可能なものを除く
③建築物		2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。
4LED照明		2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
5電力調達	-4:	2030年までに事務事業に関する電力消費のCO2排出実質ゼロ。 地産電源からの電力調達。

公共PPAの実施に向けて

(1) 発注方式等について

- ・PPA方式を採用し、初期費用ゼロでの設置を目指す。
- ・安定した価格で再エネ電力を調達できる。
- ・電気代予算で執行し、別途予算は取らない。
- ・長期継続契約として契約。
- ・プロポーザルを実施の上、契約相手方を選定し、契約。
- ・環境省の補助金の活用も検討したい。



公共PPAの実施に向けて

(2) 実施施設について

基本的な考え方

- ■2030年度までに1.5MW程度の発注を目指す
- ■複数施設をまとめて発注する
- ■防災の観点から、旧長浜、浅井、湖北、高月、びわ、虎姫、木之本、余呉、西浅井の各地で1か所以上の設置を目指したいが、積雪の多い北部や候補施設が少ない地域については検討が必要である。
- ■防災の視点も踏まえた蓄電池・EV導入について も検討を進めていく

実施計画(ロードマップ)

- ■リーディング事業【2025年度〜検討開始】
- ・本庁舎文書棟(100kW程度)



- ■第1フェーズ【2026年度】
- ・庁舎等において3~5施設程度(300kW程度)



- ■第2フェーズ【2027年度~2028年度】
- ・学校施設等において10施設程度(700kW程度)



- ■第3フェーズ【2029年度~2030年度】
- ・その他施設において4施設程度(350kW程度)

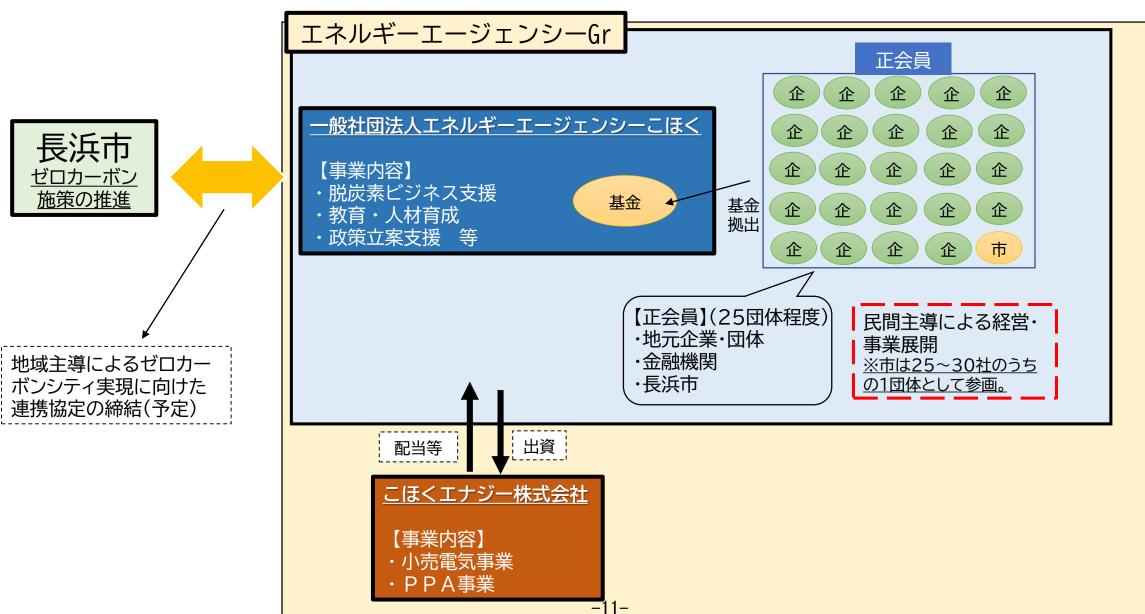


- ■2030年度以降
- ・他施設も探し、長期的には2.5MW以上を目指す。

議題 2

エネルギー・エージェンシーの立上げ に関する現状報告

市とエネルギーエージェンシーとの関係概要図



エネルギーエージェンシーの体制(案)・今後の予定

社員総会

- ・社団法人の最高意思決定機関
- ・正会員(社員)の役割は社員総会に出席し、決議に参加
- ・議決権は一正会員一票
- ・市内企業等25社、長浜市も正会員として参画予定

理事会

- ・社団法人の執行機関(業務執行の決定、理事の職務執行の監督等)
- ・代表理事1名、専務理事1名、その他理事3名程度、監査役1名
- ・市としては政策連携のため参与として理事会に出席し助言等を行う(議決権なし、登記上の記載なし)
- ・年数回開催

事務局

・代表理事の企業内に設置

各事業担当

・各事業に応じて配置

今後の予定

令和8年1月~ 参画企業声かけ

令和8年3月頃 エネルギーエージェンシー設立総会、長浜市基金拠出、協定締結

(一社) エネルギーエージェンシーこほくの当面の事業予定・財源

【考え方】

- ・当面は、費用のかからない啓発・教育等の事業を中心に展開
- ・今後の収益に応じて、事業を拡大

【事業の柱】

1人材育成

- ・学校と企業をつなぐコーディネート
- ・実践プログラムの開発

②ネットワーキング

- ・取り組む主体同士の交流の機会創出
- ・分野を超えた繋がりを作る取組

③啓発・機運醸成

- ・企業向け脱炭素関連の最新情報のセミナー
- ・業種別勉強会

4地域・行政への伴走支援

- ・地域産業の脱炭素化の取組支援
- ・行政の政策立案支援

※様々な団体と連携して実施する

エネルギーエージェンシーの直近3~5年程度で想定される事業

【1】人材育成

(1-1) 環境教育プログラム開発

・温暖化や地域経済循環等について学ぶカリキュラムやプログラムの開発(小学生~高校生)

(1-2) 企業・団体等が関わる、地域ぐるみの環境教育体制の構築

- ・企業等が地域の子ども向けに環境教育を行うためのプログラム開発支援(小学生~高校生)
- ・企業と環境教育に取り組む学校のマッチング

(1-3) 若者の自発的な取組を後押しするコーディネート

- ・部活動やクラブ活動等での環境活動に対する支援(中学生~大学生)
- ・政策プラン・ビジネスプラン発表会の企画(高校生~大学生)
- ・市内の若者の海外視察支援(高校生~大学生)

【2】ネットワーキング

(2-1) 市内の分野横断的な活動団体のつながりの場の創出

・意欲ある市民同士が繋がる機会の創出

(2-2) "脱炭素×○○"のテーマ別つながりの創出

・「福祉」「防災」「住居」「森づくり」等、テーマ別の場づくり

(2-3) 他地域との交流

・他地域と繋がり、学び合う機会の創出



エネルギーエージェンシーの直近3~5年程度で想定される事業

【3】啓発・機運醸成

(3-1) 企業・事業者等向けセミナー

- ・企業による「CO2排出量の見える化」のためのセミナー
- ・工務店向け、断熱に関する最新情報セミナー
- ・農家向けの太陽光発電事業に関する先進事例紹介
- ・国、県、市の補助金活用セミナー

(3-2) 個人・家庭向けセミナー

- ・市民向けセミナー
- ・国、県、市の補助金活用セミナー

(3-3)情報発信

・ウェブ等を活用した情報発信

【4】地域・行政への伴走支援

(4-1) 地域向けコーディネート

- ・景観や自然環境に配慮した再エネ開発に関する住民ワークショップの開催
- ・製造業におけるサプライチェーンの脱炭素化に向けた検討のモデル事業実施
- ・福祉法人と連携した災害時におけるBCP対策としての電気自動車の活用に関する検討・実証事業

(4-2) 行政向け支援

- ・再エネ促進区域の設定に関するコーディネート
- ・県の研究機関等と連携した市の温暖化対策計画に関する策定への助言



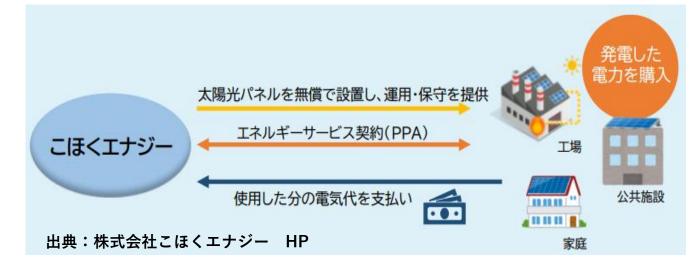
(株) こほくエナジーの事業実施状況・予定

【1】PPA事業

第1号案件として市内民間事業者の屋根に設置(発電出力1MW、令和6年4月~) 第2号案件として民間5案件計画中。その後、案件ごとに実施していく

【2】小売事業

ライセンス取得・体制構築等に向けて 準備中



※(株)こほくエナジーと市との間で 令和7年11月18日に連携協定を締結

協定名「地域主導によるゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定」

主な連携事項

- (1)エネルギーの地産地消の推進に関する事項
- (2)再生可能エネルギーの活用及び利用促進に関する事項
- (3)省エネルギーの推進に関する事項
- (4)温室効果ガスの排出抑制に関する事項
- (5)ゼロカーボンに繋がる取組を通じた地域課題解決、地域活性化に関する事項
- (6)ながはまゼロカーボンビジョン2050のリーディングプロジェクトに関する事項
- (7)国等の制度活用に向けた検討に関する事項

議題3

長浜市における太陽光発電事業に関する 再エネ促進区域の設定

促進区域制度について

- ・全国では太陽光発電等の再エネ導入に関して地域とのトラブルが増加しており、再エネ導入を促進する上で、 一定のルール化、考え方の整理が必要となってきている。
- ・令和4年度、地球温暖化対策推進法の改正に伴い「地域脱炭素化促進事業制度」が創設され、再エネ促進区域の設定等が市町村の努力義務として規定された。
- ・再エネ促進区域を設定することで、地域との円滑な合意形成や環境への配慮、地域社会や経済への貢献等、 地域と共生する再エネ事業の導入を促進できる。
- ・再エネ促進区域に設定されると、環境省や滋賀県の補助事業において、審査における優先採択や加点、補助 金の増額等の一部優遇措置がある。

特に地方公共団体への効果

環境省資料

地元関係者との合意形成

□ <u>適切に設定された区域への</u> 再エネ事業の呼び込み(<u>適</u> 地誘導)は、地域での合意 形成に大きく貢献。<u>トラブル</u> の未然防止に。

地域環境・地域資源の保全

- □ <u>環境に配慮した立地誘導</u>を 促進し、**環境破壊を回避**。
- □ 環境配慮要件を事業者に求 めることができ、環境共生型 事業を実現。

地域社会・経済への貢献

□ 地域貢献要件の設定によ □ り、事業者に対して地元雇 用や災害時対応等、地域 貢献策を求めることが可能。

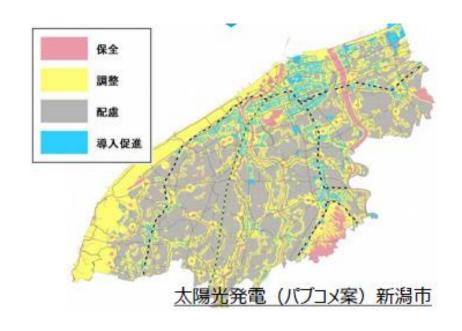
環境保全の意思表示

1 促進区域を設定することで、 脱炭素化に積極的な地方公 共団体としてアピールすること が可能。

促進区域制度について

■設定事例(1)新潟市:ゾーニング

・太陽光発電及び陸上風力発電について、市域を「保全エリア」、「調整エリア」、「配慮エリア」、「導入促進エリア」等について区分けを行う「ゾーニング」を実施(令和5年6月設定)



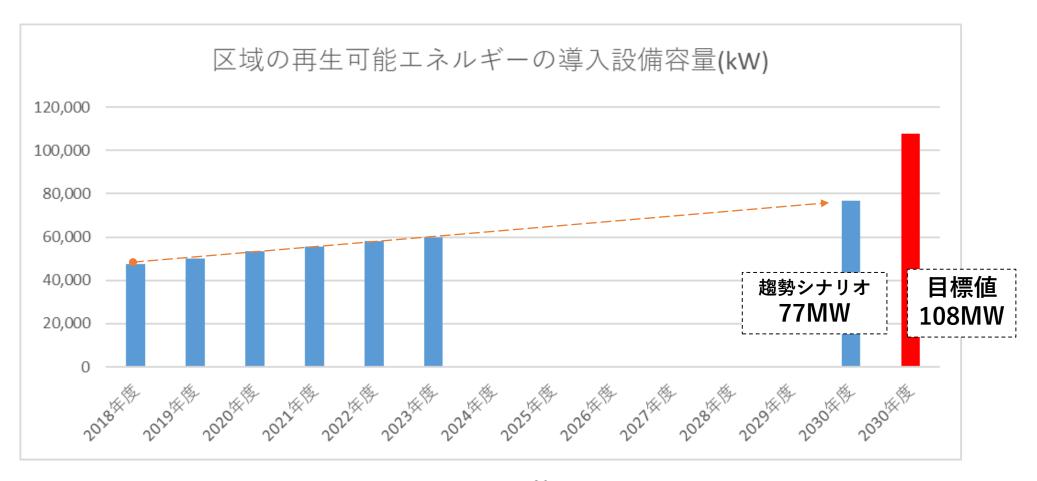
※個別具体的に、特定の土地を促進区域 に指定した場合においては、手続きの簡 素化や環境アセスメントの一部省略が可 能となる場合もある。

■設定事例(2)湖南市:建物の屋根上について設定

- ・ゾーニングまでは行わず、「屋根上」として設定(令和7年3月設定)
- → 地域脱炭素化促進事業の対象区域:住宅及び住宅以外の建物の屋根上

長浜市の現状について (その1)

再生可能エネルギーの導入については、令和5年度実績で約60MWであり、第2次長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)における2030年度目標値(108MW)に向けて、さらなる導入促進が必要である。



長浜市の現状について(その2)

2030年度の導入目標のうち、太陽光発電の割合が96%。

	導入済 2019年度	導入見込	2030年度導入目標		
	kW	kW	kW	kWh	千t ⁻ CO2 [※]
太陽光発電(10kW未満)	14,105	28,209	42,314	-	-
太陽光発電(10kW以上)	36,018	25,212	61,230	+	-
小計	50,122	53,422	103,544	125,172,500	31
陸上風力	0	0	0	0	0.000
水力発電	26	0	26	136,656	0.051
小水力発電	0	1	1	5,782	0.002
バイオマス発電	25	3,932	3,957	34,800,000	8.700
総計	50,173		107,528	160,114,938	40.0

長浜市で設定する促進区域について

- ・長浜市では、現状では促進区域の設定を行っていない。
- ・今後、地域内にさらに再エネを増やしていきたいと考えているが、地域と共生する再エネ導入の仕組みづくりを整備していく必要があり、今年度は、第一段階として、以下のとおり促進区域 を設定したい。



■今年度に設定する内容(概要)

・地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域を「<mark>建築物の屋根上における太陽光発電</mark>」について設定する。

■設定理由

- ・2030年度再エネ導入目標のうち96%を太陽光発電が占めており、長浜市においては、太陽光発電がメインの再エネとなることを考慮し、「太陽光発電」について設定したい。
- ・太陽光発電の導入ポテンシャルとしては、屋根上747MW、地上1,784MWだが、市としては、まずトラブルの少ない「建築物の屋根上」設定したい。
- ・さらなる議論が必要であることから、今回ゾーニングまでは行わない。
- ・地上設置型太陽光発電や他の再エネについては、今回設定を行わず、今後さらなる情報収集・地域内での議論を深めるための取組を進めていきたい。

長浜市で設定する促進区域について

項目	内容
一 地域脱炭素化促進事業の目標	再エネ全体の導入量で2030年度までに108MWを目指す。
二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促 進区域)	市内全域における建築物の屋根上
三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進 施設の種類及び規模	【種類】 太陽光発電設備、カーポート型太陽光発電設備 【規模】 建築物の屋根上における太陽光発電設備の導入促進を行い、再エネ 全体の導入量で2030年度までに108MWを目指す。
四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項	電力の地産地消及び地域内経済循環を実現するために、市内で発電した電力を自家消費含め、可能な限り地域内で消費できるようにすることが望ましい。
五 イ 地域の環境の保全のための取組	法令遵守を徹底するとともに、以下について配慮すること。 ・自然環境に関すること ・防災、安全に関すること ・反射光に関すること ・景観、文化財に関すること
五 ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資す る取組	再生可能エネルギーの地産地消による地域経済循環や、防災力強 化、環境教育等、地域振興・地域課題解決に繋がる取組を目指す。

促進区域設定のメリット

- ・市として再工ネ促進に関する考え方を表明することで、促進したい場所における再工ネ投資への機運を 高めることに繋がる。
- ・事業者等が設置する際に、県や国の補助金の活用の幅が広がる。(補助額の上乗せ等)
- ■滋賀県の補助金に関する情報 ※令和7年度の場合

## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	補助金	補助内容		/# <i>*</i>	
補助対象設備	メニュー	補助単価	上限額	備考	
太陽光発電設備	通常の補助金	4万円/kW、1/3以内	120万円	_	
(事業用)	促進区域補助	5万円/kW	500万円	_	
太陽光発電設備	通常の補助金	7万円/kW	30万円	既築のみ	
(家庭用)※非FIT	促進区域補助	7万円/kW	上限なし	新築・既築	

促進区域設定に向けたスケジュール

日程	内容	備考
9月25日	環境審議会(第1回)	委員からの意見聴取
11月20日	長浜市議会へ説明	健康福祉常任委員会で説明
11月下旬~	パブリックコメント	約1か月間
1月	パブコメ意見への対応	
1月	環境審議会(第2回)	パブコメ結果報告
2月	長浜市議会へ説明	パブコメ結果報告
3月	促進区域の設定	

【パブリックコメント】

11月下旬頃~ 約1か月間 HP等で周知を実施予定

参考情報

■滋賀県内における促進区域の設定状況

市町	促進区域の範囲
米原市	米原市米原地区の一部(近隣商業地域) 米原市梅ヶ原地区の一部(準工業地域、近隣商業地域)
草津市	草津市の災害時の拠点となる施設(市公共施設、高校、大学等)で、太陽光発電設備が設置可能な建築物の屋根、屋上および敷地など。または、草津市と「愛する地球のために約束する協定」を締結し、市とともに地球温暖化対策を進めていく市内事業者・団体の施設で、太陽光発電設備が設置可能な建築物の屋根、屋上および敷地など。
湖南市	住宅および住宅以外の建物の屋根上

■地球温暖化対策の推進に関する法律

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条

- 5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に 関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(以下「促進区域」という。)
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
- イ 地域の環境の保全のための取組
- ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

再エネ促進区域設定に係る第2次長浜市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)の改訂箇所について

第2次長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(以下、実行計画という。)の改 訂箇所は以下のとおり。

(1) 実行計画 P45 の表中の表現を以下のとおり修正

施策の方針と施策

施策の方針	施 策
再生可能エネルギーなどの活用 (p46 参照)	 再生可能エネルギー設備の普及・導入 森林バイオマスの利活用推進 未利用エネルギーの活用推進 再エネ促進区域の設定 ゼロエミッション建築物の普及・導入 蓄電システムや定置用燃料電池、水素エネルギーなどの新たなエネルギーシステムの普及・導入
以下、略	以下、略

修正前

再工ネ促進区域設定に向けた可能性検討

(2) 実行計画 P46 の表中の表現を以下のとおり修正

施策名	概要
再生可能エネルギー設備の普	太陽光発電設備、小水力発電設備、バイオマスボイラーなど、
及・導入	エネルギーの地産地消に向けて再生可能エネルギー設備の普
	及を図ります。また、エネルギーの地産地消の担い手となる
	地域新電力設立に係る調査・検討を行うとともに、PPA や農
	地のソーラーシェアリングなど、地域の特性にあった太陽光
	発電設備の普及を図ります。
森林バイオマスの利活用推進	市内の木質バイオマスについて、エネルギー利用を図ります。
未利用エネルギーの活用推進	新設されるごみ処理施設のごみ発電から得られる余剰電力や
	廃熱、工場廃熱など市内の未利用エネルギーを活用します。
再工ネ促進区域の設定	再生可能エネルギーの導入・利活用に向けた再エネ促進区域
	について検討を進め、順次設定していきます。
以下、略	以下、略

修正前

再工ネ促進区域設定に向けた可能性検討

再生可能エネルギーの導入・利活用に向けた再エネ促進区域を設定するための可能性を検討します。

(3) 実行計画 P47 に以下を追記

■ 長浜市における促進区域設定について

- 令和4年度、地球温暖化対策推進法の改正に伴い「地域脱炭素化促進事業制度」が創設され、再エネ促進区域の設定等が市町村の努力義務として規定されました。
- 再エネ促進区域を設定することで、地域との円滑な合意形成や環境への配慮、地域社会 や経済への貢献等、地域と共生する再生可能エネルギーの導入を促進できます。
- 地球温暖化対策推進法に基づく促進区域を「建築物の屋根上における太陽光発電」として以下のとおり設定します。

項目	内容
一 地域脱炭素化促進事業の目標	再工ネ全体の導入量で 2030 年度までに 108MW を目指す。
二 地域脱炭素化促進事業の対象	市内全域における建築物の屋根上
となる区域(促進区域)	
三 促進区域において整備する地	【種類】太陽光発電設備、カーポート型太陽光発電設備
域脱炭素化促進施設の種類及び規	【規模】建築物の屋根上における太陽光発電設備の導入促
模	進を行い、再工ネ全体の導入量で 2030 年度まで
	に 108MW を目指す。
四 地域脱炭素化促進施設の整備	電力の地産地消及び地域内経済循環を実現するために、市
と一体的に行う地域の脱炭素化の	内で発電した電力を自家消費含め、可能な限り地域内で消
ための取組に関する事項	費できるようにすることが望ましい。
五 イ 地域の環境の保全のため	法令遵守を徹底するとともに、以下について配慮すること。
の取組	・自然環境に関すること
	・防災、安全に関すること
	・反射光に関すること
	・景観、文化財に関すること
五 ロ 地域の経済及び社会の持	再生可能エネルギーの地産地消による地域経済循環や、防
続的発展に資する取組	災力強化、環境教育等、地域振興・地域課題解決に繋がる取
	組を目指す。

【設定理由等】

- ・2030 年度再工ネ導入目標のうち大部分を太陽光発電が占めており、長浜市においては、太陽光 発電が最大の再工ネとなることを考慮し、「太陽光発電」について設定する。
- ・まず環境等への影響が少ない「建築物の屋根上」を設定する。
- ・地図上でのゾーニングや、地上設置型太陽光発電含む他の再工ネにおける設定については、今後さらなる情報収集・地域内での議論を深めることで検討を進める。

所管委員会	健康福祉常任委員会				
所管課	環境保全課				

案件名

特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の発生状況と対応について

1 特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」とは

幼虫がサクラやウメ、スモモなどの樹木の中に入り込み、木の内部を食い荒らしてしまう特定外来生物です。成虫は5月下旬から9月上旬にかけて発生し、首の部分が赤く、全体的には黒色、体長は約2.5~4cmです。幼虫は1~3年樹木の内部で過ごします。

人体への直接的な害はありませんが、幼虫による食害で樹木が弱り、最終的に枯死することがあります。また繁殖力が強く、周囲の木にも被害が広がるおそれがあり、他府県では果樹園で甚大な被害が発生したほか、桜並木をすべて伐採した事例等もあります。

<被害木発見のポイント>

対象の樹木:サクラ、ウメ、スモモなどバラ科の樹木

- ・成虫の有無(5月下旬~9月上旬)
- ・木の根元や幹付近でのフラス(幼虫のフンと木くずが混ざったもの)
 - ※年中確認できるが、寒くなると幼虫の活動が止まってフラスが出なくなるため、 降雪期までの確認が効果的
- ・楕円状の孔(成虫が出てくるためのもの)

2 対応経過と現在の状況

①当初の状況(7月下旬時点)

発見(確定)箇所は高時川河川敷付近の計3か所(湖北町)

②現在の状況(10月31日時点)

発見場所:13 か所(41本)※当初分も含む。

湖北町速水、湖北町八日市、湖北町山脇、小谷丁野町、高月町高月各地先

樹 種: サクラ2本、スモモ1本、ウメ38本

③被害木の対応について

- ・当初の被害地のうち2か所は農地であるため、県の農政担当部署で対応 (2か所とも湖北農産普及課の調整により伐採予定)
- ・当初の被害地のうち1か所は所有者(県土木管理事務所)で伐採済
- ・9~10月に見つかった箇所は可能な範囲で樹木医が初期対応済

<経過>

7月14日 県(湖北農業農村振興事務所)のパトロールで初確認

7月17日 県:報道機関へ資料提供

市:長浜市議会への情報提供、市ホームページ等を通じて周知

7月18日 市:全庁的に周知、報道機関へ資料提供(被害木確認調査の呼びかけ)

7月~10月 県・市・関係団体(滋賀県樹木医会)で2km 圏内を緊急点検

全庁的に市全域の所管施設を緊急点検 ※新たな被害木の発見なし 対象自治会、近隣事業者、一部事務組合(湖北広域事務センター、湖北 消防本部、水道企業団)等に情報提供

広報ながはま、組回覧を通じて市民の皆さんへお知らせ(8月28日)

県:滋賀県樹木医会に対し半径2km圏内の調査委託(9月~翌3月)

県:農業対象者向け対策研修会(7月31日)

県:県内市町担当者向け対策研修会(9月26日)

3 当面の対応

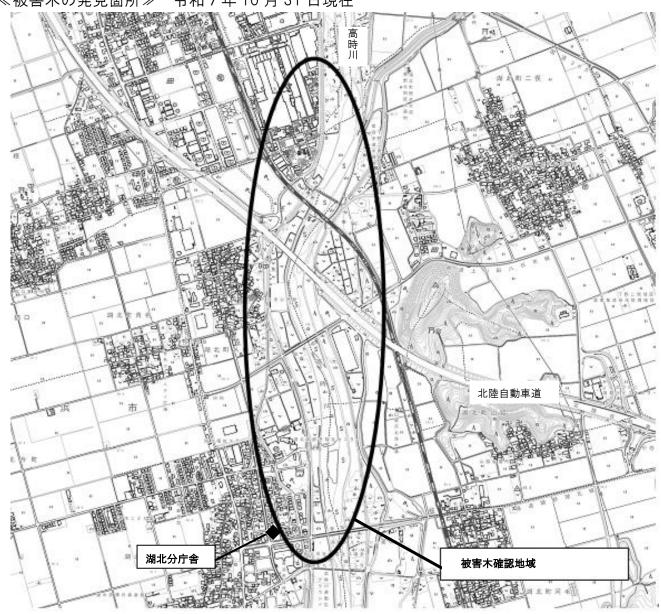
成虫が発生する来年5~6月までに被害木の調査確認と初期対応(殺虫、伐採等)

- ・県や滋賀県樹木医会との連携
- ・近隣の地域住民や関係事業者に対し再調査への協力を呼びかけ
 - ※県と共同で地元説明会(半径2km圏内)を開催(12月7日、12月11日) 湖北・高月地域の自治会へ組回覧

関係機関(長浜商工会議所、長浜市商工会等)と連携した市業者への周知

- ・近隣にある市所管施設を再調査
- ・広報紙等による周知、啓発活動 など

≪被害木の発見箇所≫ 令和7年10月31日現在



確認日	樹種	本数	確認内容	備考
7月14日~9月25日	ウメ	18	成虫・フラス	伐採・処分の方向で検討中
7月16日~9月30日	ウメ	10	成虫・フラス	10月21日に一部伐採を確認
7月16日	サクラ	1	フラス	9月末に伐採・処理済み
9月25日	スモモ	1	フラス	
9月30日	ウメ	1	フラス	
9月30日	ウメ	1	フラス	
9月30日	ウメ	1	フラス	
10月7日	ウメ	1	フラス	
10月13日	サクラ	1	フラス	
10月21日	ウメ	2	フラス	
10月21日	ウメ	1	フラス	
10月21日	ウメ	2	フラス	
10月21日	ウメ	1	フラス	

クビアカツヤカミキリは、 特定外来生物に指定されています。

- ●特定外来生物は、飼養(飼育)・保管、輸入、販売、譲り渡し、野外へ放つことが禁止されています。
- ●外来生物法に違反すると、個人の場合は最大で 300 万円の罰金もしくは 3 年間の懲役、法人の場合は 最大で 1 億円の罰金が科されます。



原産地は中国、朝鮮半島、ベトナム北部など。 貨物などの物資にまぎれて日本に侵入した と考えられています。

成虫は 5 月末~ 8 月に 発生します。

すぐに交尾した後、飛び 回って幹や主枝の割れ目 に産卵します。 ふ化した幼虫は木の内部 に入り込んでいきます。 木の中でさなぎから成虫になり、 幹に細長い穴(脱出孔)をあけて、 出てきます。



脱出孔(右上)と幼虫、フラス(下)の写真提供:埼玉県環境科学国際センター

幼虫
大量のフラス

幼虫は樹木の内部で、2~3年かけて成長し、さなぎになります。

幼虫が入り込んだ樹木からは、うどん状のフラス (幼虫のフンと木くずが混ざったもの) が排出されるため、目印となります。 幼虫の成長が進むと、さらに大量のフラスが排出されます。

クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラやウメ、モモ、スモモなどの樹木の中に入り込み、木の内部を食い荒らしてしまう外来昆虫です。加害された木は衰弱し、やがて枯れてしまいます。 2012 年に日本国内で初めて発見されて以来、全国各地に次々と分布を拡大し、街路樹や果樹園で被害が出ています。

被害の拡大を食い止めるためには、見つけたら早期に駆除することが重要です。 上の写真のようなカミキリムシやフラスを見つけた場合は、土地や施設の管理者、最寄りの 関係行政機関にお知らせください。





防除・伐採時の留意点

- ●伐採後も幼虫は木の中で生き続け、成虫になることができるため、 伐採した木は放置せず、速やかに焼却または粉砕する必要があります。また、切り株は抜根するか、それが困難な場合はブルーシートやモルタルなどで被覆する処置をしてください。
- ●伐採したり、枯死した木を安易に移動させると、クビアカツヤカミキリを拡散し、被害の拡大につながるおそれがあるため、移動させる前に適切な処置をする必要があります。
- ●防除のために木にネット等を巻く場合、木とネットを密着させる と食いやぶってしまうため、ある程度余裕をもたせてください。



もし、クビアカツヤカミキリを見つけたら

- ・下記の環境省地方環境事務所、または土地や施設の管理者、自治体窓口までご連絡ください。
- ・発見日時、発見場所、発見時の状況をお知らせください。
- ・可能であれば、写真を撮影してください。
- ・成虫を捕まえた場合は殺処分してください(生きたまま持ち運ぶことは違法となります)。
- ・死んでいる個体であっても、見つけた場合には連絡してください。

お問い合わせ 北海道地方環境事務所 011-299-1954 四国事務所 087-811-7240 信越自然環境事務所 026-231-6573 釧路自然環境事務所 0154-32-7500 中部地方環境事務所 052-955-2139 九州地方環境事務所 096-322-2413 東北地方環境事務所 022-722-2876 06-6881-6505 沖縄奄美自然環境事務所 098-836-6400 近畿地方環境事務所 関東地方環境事務所 048-600-0817 中国四国地方環境事務所 086-223-1561 環境省「日本の外来種対策」 環境省外来生物対策室 TEL 03-5521-8344 https://www.env.go.jp/nature/intro/

2025年7月改訂

クビアカツヤカミキリが滋賀県で確認されました



サクラ、ウメなどの木から写真のような木くずが出てい ませんか?

これは木をからしてしまう外来種のカミキリムシが中に いるサインです。虫のフンと木くずが混ざったもので 「フラス」といいます。

2012年に初めて日本で見つかったクビアカツヤカミキリ が、本州・四国の各地でサクラなどの木の幹を食い荒ら しています。近畿でも、2015年に大阪府で発見されてか ら奈良県、和歌山県、兵庫県、京都府へと広がっており、 2025年7月に滋賀県長浜市でも確認されました。

新しい場所でこの虫を見つけたら、増えてしまう前に見 つけて駆除しないと大変なことになります。

みんなで力を合わせて身近な木を見守り、早期発見して 被害が広がるのを防ぎましょう。



全体的に光沢のある黒色で、胸部(クビの部分)が赤い 体長 2.5~4cm

原産地は中国、朝鮮半島、ベトナム北部など。 貨物などの物資にまぎれて日本に侵入したと考えられて



幼虫は樹木の内部で2~3 年かけて成長し、さなぎに なります。



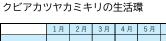
木の中でさなぎから成虫に なり、幹に細長い穴をあけ て出てきます。



幼虫が入りこんだ樹木から はうどん状のフラス(幼虫 のフンと木きくずが混ざっ たもの)が出てきます。



幼虫に食害された樹木の内部



	2年1化の場合											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1年目							卵			幼虫		
2年目 幼虫				幼虫					幼虫(蛹室内)			
3年目												
		幼虫(蛹室内)			蝉	i	成虫					



クビアカツヤカミキリが確認されている都道府県 ()内は被害が報告された年

クビアカツヤカミキリを発見したら、その場で駆除して下記まで連絡を

≪連絡先≫	環境省近畿地方環境事務所	06-6881-6505		
	滋賀県自然環境保全課生物多様性戦略推進室	077-528-3483		
	お住まいの市役所・町役場の担当課			

作成:滋賀県樹木医会

注意:クビアカツヤカミキリは特定外来種です。無許可で生きたまま持ち運ぶのは違法です。